

オープンカウンター（自由参加型見積制度）について

1. オープンカウンター（自由参加型見積制度）とは

見積合わせをする際において、見積もりの相手方を市が特定することなく仕様書等を公開し、市内業者として登録されている方で見積合わせへの参加を希望する業者（以下「参加希望者」という。）から、見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方法です。

2. 対象案件

(1) 対象品目

対象品目	参加資格区分			
	入札参加資格		小規模物品	
事務用機器	A1	事務用機器	A1	事務用品
事務用品	A2	紙・文具		
OA 機器	A3	OA 機器	A2	OA 機器
家電製品	D1	家電製品	D1	家電製品
一般印刷・フォーム印刷	E1	一般印刷	E1	一般印刷
	E2	フォーム印刷	E2	フォーム印刷

◎案件ごとに地域要件を設定します

「市内に本店」もしくは「市内に本店又は受任支店等」

(2) 対象金額

オープンカウンターの対象金額は、予定価格が次に掲げるものになります。

- ① 印刷物の製造請負 5万円を超え200万円以下のもの
- ② 物品の購入 5万円を超え150万円以下のもの

※上記(1)(2)以外の物品購入については、各課で従来通りの見積合わせとなります

3. 参加資格

オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる方は、案件の公開日から相手方の決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たしている方となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 佐野市物品等入札参加資格を有する者であり、佐野市内に本店又は代表者より入札等に関する権限の委任を受けた者が所属する支店等を有する者又は佐野市小規模物品等契約希望者名簿に登録された者であること。
- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 前各号に規定するもののほか、対象案件ごとに定める要件を満たす者であること。

4. オープンカウンターによる見積合わせの実施時期

オープンカウンターの実施時期は、原則水曜日に公開するものとし、毎月定期的を実施します。詳細は、オープンカウンターの発注予定表により確認をお願いします。

5. 見積の方法

- (1) 対象案件に係る仕様書等は、佐野市ホームページ及び契約検査課において閲覧に供します。
- (2) 見本等がある場合は、契約検査課において閲覧に供します。
- (3) 参加希望者は、見積書を持参又は郵送により契約検査課に提出してください。(期限厳守)

※見積書の提出方法について、令和4年度から郵送も可となりました。郵送される場合は、事前に契約検査課までご連絡ください。なお、提出期限(午後5時まで)に契約検査課に必着とします。

※封筒には「オープンカウンター見積書在中」と記載してください(封筒記載例を参照)

6. 同等品での見積もりについて

同等品で見積もりをする場合は、同等品承認申請書(指定様式)を作成し、期限までに担当課へ提出し、承認を受けてください。なお、承認を受けていない同等品での見積もりは無効とします。

7. 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した方を契約の相手方とします。また、契約の相手方にのみ電話でご連絡します。

- (2) 最低価格の見積もり者が2者以上あるとき

予定価格の制限の範囲内で、有効な最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじ引きにて契約の相手方を決定します。

- (3) 見積もりの不調

予定価格の制限の範囲内で、有効な見積書の提出がなかった場合、その案件は「不調」とします。また、見積もり者がいなかった場合は、「応札者なし」とします。

8. 見積もり結果の公表

見積合わせ結果の決定後、速やかに契約検査課において閲覧及び佐野市ホームページにおいて公表をします。

9. 無効となる見積書

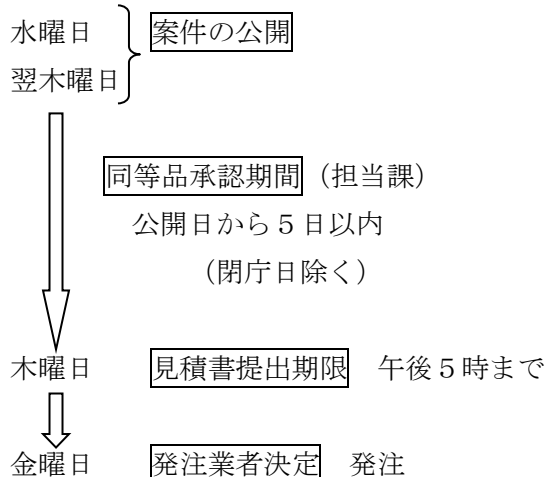
- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書の記載及び押印に不備がある見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (5) 1者が複数の見積書を提出した場合
- (6) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出された見積書

10. その他

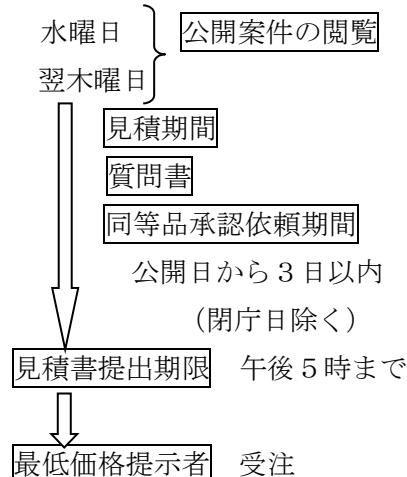
- (1) 参加希望者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、佐野市財務規則その他関係法令を順守すること。
- (2) 見積もりの結果、予定価格を下回る業者がなく不調となった場合は、最低の価格をもって有効な見積書を提出した業者と随意契約の折衝を行うことができるものとします。または、再度オープンカウンター方式により見積合わせをすることもあります。
- (3) 参加希望者がいない場合は、従来通りの指名により見積合わせを実施します。
- (4) 仕様書等の内容について質問がある場合は、指定のオープンカウンター質問書にて直接担当課にFAXしてください。FAXを送付した際は、電話連絡もお願いします。なお、見積書提出後に仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

【オープンカウンターイメージ】

【契約検査課】



【参加業者】



※オープンカウンターの発注予定表及び見積依頼票により確認をお願いします